

一般財団法人香川県警察協会 定款

(平成 25 年 4 月 1 日香川県知事認可)

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人香川県警察協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 協会は、主たる事務所を香川県高松市に置く。

(目的)

第 3 条 協会は、犯罪による被害を受けた者及びその親族並びに警察官の職務に協力援助したため災害を受けた者及びその遺族に対する支援を行うほか、警察活動に対する県民の深い理解と協力を得、並びに香川県警察職員等の知識を向上し、徳育を振興し、及び福祉を増進するために必要な事業を行うことにより、警察機能の向上発展を図り、もって個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序の維持に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 犯罪による被害を受けた者及びその親族に対する支援及び活動
- (2) 警察活動に対する協力支援
- (3) 警察官の職務に協力援助したため災害を受けた者及びその遺族並びに在職中に死亡した警察職員の遺族に対する支援
- (4) その他協会の目的達成に必要な事業

第 2 章 資産及び会計

(資産の種類等)

第 5 条 協会の資産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 協会の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会及び評議員会で、基本財産とすることを決議した財産

(2) 一般財団法人への移行日以降に基本財産とすることを指定して寄附された財産

3 協会の一般財団法人への移行時の基本財産は、理事会で前項第 1 号の基本財産として定めたものとする。

4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

5 協会の経費は、その他の財産をもって支弁する。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、協会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産からその一部を除外しようとするときは、理事会において議決に加わることができる理事の3分の2以上の決議及び評議員会の承認を得なければならない。

(資産の運用)

第7条 協会の資産のうち現金は、銀行その他の金融機関に預貯金し、又は金銭信託(投資信託を除く。)若しくは有価証券として理事長が管理する。

(剰余金の処分)

第8条 決算において剰余金を生じたときは、理事会の決議を経て、その全部若しくは一部を翌年度に繰り越し、又は基本財産に繰り入れるものとする。

2 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業年度)

第9条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第10条 協会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経た上で、評議員会の承認を受けなければならない。これらの書類を変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 協会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類(以下「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 会員

(会員)

第12条 協会に以下の会員を置く。

- (1) 普通会員 香川県警察の職員及びこれに準ずる職員で、協会の目的に賛同し、これを援助する者
- (2) 賛助会員 協会の目的に賛同し、これを援助する個人又は法人その他の団体で、理事長の承認を得て入会した者

2 会員に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第4章 評議員

(定数)

第13条 協会に、評議員3名以上8名以内を置く。

(選任等)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「法人法」という。)第179条から第195条の規定に従い、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

- (2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

エ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

(ア) 国の機関

(イ) 地方公共団体

- (ウ) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人
- (エ) 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人
- (オ) 地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人
- (カ) 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

- 3 評議員は、協会の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員会は、評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
 - (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 5 評議員に異動があつたときは、2 週間以内に登記しなければならない。

（任期）

- 第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 評議員は、第 13 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有するものとする。

（報酬等）

- 第 16 条 評議員は無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 5 章 評議員会

（構成及び権限）

- 第 17 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。
- 2 評議員会は、次の事項を決議する。
 - (1) 理事及び監事の選任又は解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
 - (4) 残余財産の処分
 - (5) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (6) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
 - 3 前項の規定にかかわらず、個々の評議員会においては、第 20 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

- 2 定時評議員会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 20 条 理事長は、評議員会の日々の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 21 条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中からその都度、選出する。

(定足数)

第 22 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 23 条 評議員会の議事は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって決するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (4) その他、法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第 24 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、当該提案

について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、会議に出席した評議員がこれに署名しなければならない。

第 6 章 役員等

(種類及び定数)

第 27 条 協会に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上8名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって、法人法第 197 条において読み替えて準用する同法第 91 条第 1 項第 1 号に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条において読み替えて準用する同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(選任)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事及び監事の選任に当たっては、第 14 条第 2 項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「評議員」とあるのは「理事」又は「監事」と読み替えるものとする。

3 監事は、協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事長及び常務理事は、理事会において選定する。

5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、協会を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、理事長を補佐し、協会の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度、4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) 協会の業務及び財産の状況の調査をすること、並びに各事業年度に係る計算書類等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有するものとする。

(解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(会長)

第33条 協会に会長を置く。

2 会長は、香川県警察本部長の職にある者をもって充てる。

3 会長は、協会の業務の重要な事項について理事長に対して助言を行うほか、対外的な場において儀礼的行為を行う。

4 会長は、必要に応じて理事会及び評議員会に出席し、意見を述べることができる。

(報酬等)

第 34 条 理事、監事及び会長は、無報酬とする。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 7 章 理事会

(構成及び権限)

第 35 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会は次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 協会の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(開催)

第 36 条 理事会は、毎事業年度 2 回以上開催する。

(招集)

第 37 条 理事会は、理事長が招集する。

(招集の通知)

第 38 条 理事長は、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 39 条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第 40 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第 41 条 理事会の議事は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決するものとする。

(決議の省略)

第 42 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったもの

とみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 43 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、当該事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 29 条第 4 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名しなければならない。

第 8 章 専門委員会

(専門委員会)

第 45 条 理事長は、協会の事業の円滑な運営を図るため、理事長の諮問機関として専門委員会を置く。

2 専門委員会の委員は、普通会员から選任する。

3 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第 9 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。

2 前項の規定は、第 3 条に規定する目的及び第 4 条に規定する事業並びに第 14 条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても、それぞれ準用する。

(解散)

第 47 条 協会は、基本財産の滅失による協会の目的である事業の成功の不能その他の法令で定められた事由によって解散する。

(残余財産の処分)

第 48 条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 49 条 協会の公告は、法人法第 331 条第 1 項第 3 号に規定する電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 事務局

(設置等)

第 50 条 協会の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

- 2 事務局には、所要の職員を置くことができる。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

第 12 章 補則

(委任)

第 51 条 この定款に定めるもののほか、協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号。以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 9 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。